

北方四島交流訪問団員の選考基準

〔平成5年4月15日北方四島交流北海道推進委員会
(平成11年3月29日最終改正)〕

1 本委員会の実施する北方四島交流訪問事業（以下「訪問事業」という。）への参加者は、北方領土元居住者（元居住者の子及び孫並びにそれらの者の配偶者を含む。）及び返還要求運動関係者並びにこの訪問の目的に資する活動を行う専門家で、次の各号に該当し、本委員会が適当と認める者であること。

ただし、国会議員、北海道議会議員、政府高官等及び同行者は、この限りでない。

(1) 原則として、北海道に居住している者。

(2) 過去に、本委員会が主催した訪問事業に参加したことがない者。

ただし、訪問の目的を達成するため、特に本委員会が必要と認めた者については、この限りでない。

(3) 船舶による四島への航海に耐え得る良好な健康状態で、はしけへの乗降、階段の昇降など四島への上陸や船内生活に支障のない者。

(4) 訪問の目的を十分に認識し、団員としてふさわしいと認められる者。

2 訪問事業への参加者は、次の区分によりそれぞれの団体において推薦もしくは選考した者とする。

(1) 北方領土元居住者については、社団法人千島歯舞諸島居住者連盟において推薦した者。

(2) 返還要求運動関係者については、社団法人北方領土復帰期成同盟において推薦した者。

ただし、地方公共団体の議員又は職員については、当該地方公共団体の議会又は当該地方公共団体が推薦した者とし、また北方領土隣接地域振興対策根室管内市・町連絡協議会において推薦する場合は、当該協議会の構成団体から推薦された者とする。

(3) 専門家については、本委員会が必要と認め選考した者。